

Title	伊土戦争と国際法
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.2 (1912. 4) ,p.209(21)- 244(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19120400-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120400-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伊土戦争と国際法

板倉卓造

緒言

英國の國際法學者 Sir Thomas Barclay は去る一月頃伊土戦争に關する一書を著したり。題して The Turco-Italian War and its Problems と云ふ。余は未だ此書を手にせずと雖も、タイムスの Literary Supplement (本年一月十八日發行)に載せたる批評を讀むに、著者は伊太利が未だ悉く平和の手段を盡さずして、土耳其に對し戦争を挑發したるの早計なる態度を指摘し、之を非難すること痛切なるが如し。今度の戦争に關する各國の批評は、學者の説たると、實際家の評たるとを問はず、大抵伊太利の行動の頗る常軌を逸し、漫に世界の平和を攪亂するものなるを攻撃せざるはなし。余も亦其一人にして、伊太利の開戦行爲は白晝強盜を働くものと評せらるゝも、辯解の辭なきを信するものなり。如何となれば伊太利の開戦理由は極めて薄弱にして、之を以て有力なる戦争の原因と認むることを得ざればなり。仍て余は伊土

22 戦争に關する國際法の研究を開始するに當り、先づ本號に於て戦争の由來及び開戦の二項に就き論述す可し。唯だ遺憾なるは本論を草するに際し、前記 Sir Thomas Barclay の著書を参考すること能はざるの一事なり。蓋し同書には伊土戦争に關する有益なる多數の公文書を集録したるよしなればなり。

一、戦争の由來

a 一九〇八年事件

今度の伊土戦争は、土領 Tripoli に於ける兩國利害の衝突より起りたるものなるが、トリポリに關して兩國間に紛擾を生じたるの例は、從來も珍らしからず。即ち一九〇八年三月 Constantinople 駐劄の伊太利大使は、土耳其政府に對し Constantinople, Salonika, Avlona, Smyrna 及び Jerusalem の五箇所に於て至急自國の郵便局を設置するの承諾を與へんことを求めたり。其理由とする所は、是等の都會には伊太利の在留民多數にして郵便局を特設するの必要あること、及び土耳其は既に他國に此特典を許與したるが故に、伊太利も亦最惠國條款に依り同様の特典に均霑することを得べしと云ふに在り。然るに土耳其は容易に此要求に應せざりしより、伊太利

は其諾否に拘はらず強て郵便局を開設するの決心を示したり。此に於て土耳其政府は四月十四日、伊太利大使に警告するに、若し強て郵便局を開設するに於ては、必要なる手段に出づ可きを以てしたり。必要なる手段とは、郵便局の門前に番兵を配置し、以て公衆の出入を禁ずるの云ひなり。伊太利は遂に土耳其の強硬なる態度を怒り、四月十九日、急に Gallia に海軍の動員を行ひ、軍艦三艘を土耳其に派遣し、其土耳其海岸に到着するを待て、伊太利は土耳其に對し、斷然たる談判に及ぶ可き旨の示威的宣言を發したり。

土耳其政府は此一喝に恐縮して、忽ち從來の態度を一變し、伊太利の要求通り、前記の五箇所に郵便局の設置を承諾したり。然るに伊太利は土耳其が案外に腰弱なるを看破したるより、此機會に乗じて平常所懷の目的を達せんとて、同時に左の三要求を提出したり。

一、トリポリに於て伊太利領事及び伊太利臣民に對する土耳其官吏の態度を改むること。

二、トリポリに伊太利臣民が土地、家屋を取得せんとするに對し、土耳其官吏が不

法に妨害を加ふるの不都合を改むること

三) Tripoli, Homs 及び Misratah 三港間に伊太利の郵船が乗客及び貨物の運搬に従事するを漫に禁じたるは無法に就き、其禁を解くこと。

就中最後の第三項に關しては、伊太利政府は兩國間に引續き如何なる取極を爲すに拘はらず、即刻之を實行せんことを迫りたり。既に對手の威嚇に一驚を喫したる土耳其は、是等の新要求に對しても別段の異議を唱へず、第二項の外伊太利の云ふ如くに承服して、事件の落着を告げたり。伊土兩國間の所謂トリポリ問題が、漸く世人の注目を引くに至りしは、多く此時よりの事なり。

b トリポリに於ける伊太利人

トリポリ在住の歐洲人は、伊太利人二百名、伊太利領事館に使用する東邦人及び猶太人を含まず、希臘人二百名、英、獨、佛人は二十名内外に過ぎざる可し。他に英國領事館の轄下に Sicily 島人約四千名あり。總て平穩儉勉する人民にして、漁業及び小商賣を營みて生計を立つるに反し、伊太利人は、多く Sicily 島人にして、天性過激の人民なるを以て、伊太利領事は常に彼等の間の爭議を調停するに忙殺せらるゝの

状態なり。蓋し是等の伊太利人は、元來本國にも留まることを得ざるの事情に在るもの多數を占むるを以て、自ら領事の手を勞するが如き紛擾を生ずる次第なり。此故に同地の伊太利人は、常に統一を缺ぎ、與黨を作りて互に反目するの事實にして、此事實はトリポリに三種以上の伊太利新聞が發行せられて、互に論難しつゝあるの一事を以ても想像することを得べし。新聞の一を *Economista di Tripoli* と稱し、僧侶黨の機關にして數年前同地に設立せられたる羅馬銀行 (*Banco di Roma*) の手に屬す。二は (*Echo di Tripoli*) と云ひて自由黨に屬し、三は *Il Progresso* とて多少無政府黨に傾き、毎度領事館を攻撃すること激烈なり。尙ほ爰に附記す可きは、同地には伊太利に歸化したる猶太人の富豪若干あること、是れなり。彼等は寧ろ穩和なる人物にして、他の伊太利人、就中前記羅馬銀行に使用せらるゝ亂暴なる伊太利人と全く選を異にするものなり。在留伊太利人は大抵商工業に従事するものなるが、トリポリに於ける同國人の事業の重なるもの、中にて、製油工場、エスパルト草工場、製氷場、活動寫眞館各々一箇所あり。

斯の如くトリポリにては、伊太利人その大多數を占め、且つ其事業も相應に繁昌

せるに拘はらず、他の外國人が同地にて何等かの特權を得んか、忽ち之を猜忌して非難を試むること屢々なり。例へば同地の獨逸人は其數甚だ少なく、且つ極めて平穩なる人民なるを以て、別段の勢力を有す可き筈なきに、伊太利の諸新聞は、獨逸領事が土耳其を助けて、伊太利の事業を妨害せしむるものありなど、無根の風説を吹聴すること珍らしからず。曩に獨逸人が同地の大通りにて、アセチリンの街燈建設に關する許可を得るや、羅馬のLa Tribunaの如きは、之を以て獨逸のトリポリ侵入なりとて攻撃したることあり。蓋し伊太利人は殆ど事毎に土耳其人の反對を招くを以て、他の歐洲人の事業を見るに、常に猜疑の眼を以てし、獨逸人たると、他の外國人たるとを問はず、總て自己に危険なる競争者、恐る可き反對者なる可しと邪推するに至れり。例へば或時瑞西の一醫師が、トリポリ見物の爲め二三箇月間、同地に滞在するや、伊太利の諸新聞は、之を以て伊太利の病院と競争せんが爲めに、新に獨逸病院を設置するの許可を得たるものなりと記載したり。又トリポリと伊太利間に通ずる海底電線は、敷設既に古くして、餘り用を爲さざるを以て、土耳其は西隣なるTunisの電線がトリポリより僅に八十哩の距離に過ぎざるが故に、之と接續

せんことを試みたるに、伊太利は極力これに反對して其成立を妨げたり。是れ佛國の勢力が、之を機會に東方に侵入せんことを恐れたるに外ならず。又トリポリには二軒のホテルあれども、設備甚だ粗末にして、ホテルの名にも恥かしき程なりしを以て、獨逸人が新ホテルを建てんと企てたるに、是亦伊太利人の反對に遭ひたるが如き、其例枚擧に遑あらず。

土耳其國內にては、同國官吏と伊太利以外の外國人間の關係は大抵圓滿なるに、獨り伊太利人との關係は常に險惡にして、先年Husein Husni將軍がトリポリ州總督たりし當時は、多少此關係を緩和したる如くなりしが、最近十年間の實際は、双方の反目甚だしきを加ふるの一方にして、殊に一九一〇年の冬、露土戦争の勇將たる元帥Ibrahim Pashaが新總督としてHusein Husni將軍に代るに及び、軋轢はますます激しきを加へたる其中にて、Guzman事件なるものに就て、新總督と伊太利總領事 Pestalozzaの間に生じたる衝突は、其最も顯著なる實例なり。Guzman事件とは、Argentineの新聞記者Guzmanと呼ばれるもの、トリポリの新聞にて激烈に伊太利人及び伊太利の代表者を攻撃したるより、伊太利領事の要求に依りトリポリより放逐せられた

るに、間もなく再びトリポリに歸來したり。伊太利領事は總督に對し、最も強硬に抗議を提出し、再三談判を重ねたるにも拘はらず、絶へて其效なかりしより、遂に事件をコンスタンチノーブルに移し、漸くGuzmanを再度放逐するに決して落着したりと云ふ。其他前記羅馬銀行とオットマン銀行(Banque Ottomane)との軋轢を初めとして、大小の事件其趾を絶たず、土耳其官吏と伊太利人との關係は、日一日に不穩の度を高むるのみなるを以て、兩國政府も考ふる所あり、遂に双方の代表者を交渉するに決し、昨年夏、伊太利は前記總領事 Pestalozza 及び Benghazi 並に Derna 在勤の副領事を招還し、土耳其も亦總督 Ibrahim Pasha を罷めて Bekir Sami Bey を親任し、以て形勢の改善を努めしめんとしたるも、新總督の未だ赴任せざるに先ち、伊土の關係は遽に急轉直下したり。(戦争開始前トリポリに在りたるタイムス通信員が、九月二十九日の同紙上に掲げたる Tripoli as a Commercial Centre に依りて此記事を作る)

c 戦争前の形勢

昨年七月一日、獨逸が突然砲艦 Panther を Morocco なる Agadir に派遣し、所謂モロッコ問題なるものが獨佛間に勃發して、歐洲の人心、爲めに不安の念に打たれつゝあ

りし際、伊太利政府は七月上旬列國に通牒を發して、トリポリに於ける自國の利益が此際明確に設定せられんことを希望する旨を宣明したり。仍て奧太利は土耳其に勸告するに、羅馬政府と談判を開始し、以て危機の爆發を避けんことを以てしたり。然るに此問題は一方モロッコ問題の噂が世間に喧しかりし折なりしより世人の注意を引くこと少なかりしが、九月上旬モロッコ問題が漸く平和の解決を告げんとするの形勢あるや、之と同時に伊太利の諸新聞紙は、遽にトリポリ問題の聲を大にし、土耳其に對し斷然たる手段を採るの必要を叫ぶに至れり。然れども此新聞紙上の運動も、當時伊土兩國外には之を知るもの尙ほ稀なりしに、九月十二日の頃、土耳其がトリポリの守備兵を増加し防備を修めんとするを見るや、伊太利の民心大に動き、二十三日同國政府は、土耳其駐在の自國領事を通じて、土耳其の領海内に碇泊する伊太利船舶の至急引揚を命じ、同時に國內の豫備兵を召集し引續き新聞電報の檢閲を嚴重にしたり。

形勢の轉變、斯の如く急なるを見て、第一に驚きたるものは獨逸と奧太利なりき。蓋し獨逸は伊太利の同盟國たると同時に、土耳其に對しては多年懷柔策を試みた

る親善の關係を有するを以て、其立場に窮するのみならず、萬一兩國の間に干戈を動かすが如きことあらんか、伊太利は自ら其兵力に大打撃を蒙るに至る可きを以て、三國同盟の威力に重大の影響を生ぜざるを得ず、是れ獨逸の最も恐るゝ所なり。又奧太利は此機會に Balkan 半島の接隣諸國が、争擾を醸すに至らんことを憂慮したるを以て、獨逸兩國は直接又は間接に、伊土兩國に忠告する所ありたるも、其甲斐なく、形勢は唯だ險惡を加ふるのみなりき。

九月二十四日、伊太利代理大使 de Martino はコンスタンチノール政府に覺書を提示し、トリポリに於て伊太利人排斥の感情の高まりつゝありて、其形勢の危険なること及び運送船 Dema 號が兵器彈藥を搭載してトリポリ港に向ひたるは同地の伊太利在留民をして不安の念を懐かしむるに至る可きを警告したり。之に對しコンスタンチノール政府は、トリポリの秩序を維持するに困難を感ぜざる可きこと及び伊國政府の憂慮は無根據なることを答へたり。

二十六日、宰相 Halik Pasha と伊國代理大使との會談に於て、代理大使は非公式に伊國の輿論は政治上、經濟上及び地理上の理由に依り、トリポリに其保護權を行は

んことを希望するよしを告げたり。

前記 Dema 號は二十六日トリポリ港に着し、モーゼル銃二萬挺、彈藥二百萬發、其他を陸揚げしたり。伊國軍艦は海上二十哩の間、同號を追蹤し、トリポリ港前八哩に至るまで探海燈を照らして、其行衛を監視したりと云ふ。

d 巴里駐劄伊土兩國大使の論駁

恰も此時に當り、新任巴里駐劄土耳其大使 Rifaat Pasha は、Marienbad より急行して九月二十六日朝巴里に到着したり。其到着するや、直に伊太利大使 Tittoni を訪問せり。Tittoni も Rifaat も、共に曩に本國に在りて外務大臣たりし人なり。其日の午後 Rifaat Pasha は Temps の代表者を引見して、時局に關し大要左の談話を爲したり。

Tittoni 氏は伊太利政府の意思に就て何事をも余に説明する所なし。故に今は單に新聞に依りて、形勢を知るの外なしと雖も、伊太利が土耳其に對して強迫的態度を執るに至りし其原因に就ては、余は一も思當ることなし。余は現に此程まで外務大臣たりしものなれば、若し實際に今度の事態を促すに至るが如き重大なる出來事あらんには、余は第一に之を耳にす可き筈なるに、絶対に此事なきは如何。

去る六月、伊太利外務大臣 Sati Gliazoff 侯は、同國議會に於てトリポリ問題に關し演説を試みたりしが、其演説は極めて樂觀的にして、侯は土耳其との交渉が圓滑に行はる可きを豫期し、トリポリに於て

伊太利の經濟的利益の發展に對し、土耳其の一部に之を危險視するものあること、及び伊太利の野心がオットマン帝國の領土の安全を害するに至る可しとの不安の念慮行はるゝことに關し、總て之を反駁し、伊太利はオットマン帝國の威名と安全とを維持するに熱心なるよしを明言し、更に附言して曰く「我政策は他の列強と同じく、オットマン帝國の保全を以て其基礎と爲すものなり」と。又藝に一九一〇年十二月二日に、San Giuliano侯は宣言して云へり「吾人はオットマン帝國の保全を希望し、且つトリポリが常に土耳其領たらんことを欲す」と。尙ほ是等二回の演説に於て、伊太利外務大臣は、トリポリに於ける同國の經濟的利益が、他國に比して劣ることなきこと、若しくは他國よりも惡遇せらるゝことなきを認めたり。然るに今や伊太利の態度は果して如何。右の演説以後、伊太利外務大臣の決心を醸さしむるが如き大事件の發生したることありやと云ふに、先頃伊太利より道路約百基米突の建築工事に關して許可を請求し來りたるを佛國の方が先約なりしを以て之に許可したる事件に就き、極めて穩和に簡單なる談判を試みたるの外、何事も事件らしきもの、生じたることなし。否、最近にコンスタンチノール駐劄の伊太利大使はトリポリなる鑛山の檢分をなす爲め、人員を派遣し度きに就き、必要なる許可を與へられんことを求め來りたるを以て此時既にトリポリに到來せる右の檢分の派遣者に對し、伊太利大使の求むる一切の許可を與へたるのみならず、更に其上に種々の便宜を供したるより、伊太利政府は我好意を感謝したる程なりき。然るに新聞紙上には、屢々トリポリに於て伊太利居留民の身體又は財産に對し、危害を及ぼすものありと記載せるを散見すと雖も、果して實際に斯る事實ありしや。土耳其の態度が到る處に、全然正當なるに對して寧ろ之を徹直なりとするものこそあれ、伊太利人に對する危害の恐れありなぞ

とは以ての外、言分なり云々。

此記事の Temps 紙上に現はるゝや、Main の記者は直に對手たる伊太利大使を訪問して、Titoni の駁論を促したり。

余の同僚なる巴里駐劄オットマン帝國大使 Rifaat Pasha は、去る一九〇九年氏が羅馬に公式訪問を爲したる以來、余と親善の間柄なるが、此頃余は其懇篤なる訪問を恭うしたり。其時余がトリポリ問題に就き何事も語らざりしことは同氏の言の如く事實なり。如何となれば、現に伊土兩政府間に進行中なる談判が、同時に兩國の大使間に行はるゝ爲めに、巴里に移さるゝことある可からざればなり。然るに Rifaat Pasha は余と別れたる後、公然世上に宣言する所あり、其中に余の名の掲げたるを以て、余は之に對し何事か陳述す可き必要あるを信ずるものなり。但し之を以て余は Rifaat Pasha が巴里なる伊土兩大使間に論争を惹起さんことを欲したるものとは推測せず。蓋し斯の如きは外交上の慣例に適合せざるものなるが故に、余は同氏に左の意思ありと解すること能はざるものにして、余は唯だ同氏が前土耳其外務大臣として氏が在職當時の行爲を辯護せん爲めに云々したるに外ならざるものと、觀察するを以て穩當なりと考ふるものなり。

同氏の宣言を讀みて、余は敢て氏の誠意を疑ふものに非ずと雖も、余は伊太利に對し常に惡意不正の態度を表せる在トリポリ土耳其官吏の誠意に就ては斷乎として之を否認せざる可からざるを感ずるものなり。前にも述ぶる如く、余は大使たる資格に於て論争を試みんとするに非ずと雖も、余は久しく外務大臣たりしが故に、其余の在職中に起りたる事態を回想するは敢て不可なかる可し。惜ても余が在職の間、トリポリに於ける伊太利人の經濟上の活動は、正不正一切の積極的手段

に依りて、土耳其官吏の爲めに絶へず妨害せられたり、其態度の毫も本國コンスタンチノーブルより余に通ぜらるゝ親善なる口上と一致せざりしこと、余が爰に卒直に且つ明白に斷言せんとする所なり。當時の形勢は、余をして將に其勘忍に堪へざらしめんとしたること、一再に止まらざりし程にして、事態は遂に一九〇八年に於て今何人も記憶する如く、海軍を以て示威運動の脅喝手段を試むるの止むを得ざるに至りたるが如き危機に切迫したりき。爾來余は我伊太利の好意と平和の意嚮あるに拘はらず、衝突の破裂す可き時機の遂に避く可からざるを豫見したりき。余が此言を爲すは、單に現下の形勢を辯解するが爲めに非ずして、既に久しき以前より存在せる決心を説明せんとするものに外ならず。仍て之を證明せん爲め、余は曾て時局の尙ほ未だ切迫せざりし當時、余の陳述したる意見、即ち一九〇八年、伊太利下院に於て伊土兩國間の關係に關する討論の際、余が外務大臣として演説したるものを回想す可し。即ち余は右に述べたる難事件を約説したる後若し、此種土耳其の慣用手段にして列強の間に行はれんには、歐洲戦争は毎年絶ゆることなる可しと指摘し、進で Demas の知事が、無辜の一伊太利人を刑事被告人として處刑せんとしたる惡逆の行爲を峻烈に論斷したり。此激烈なる余の演説は、直に全歐洲の新聞紙に依りて傳へられたりしが、其結果土耳其政府が之に對して採る可き手段は、伊太利との外交關係を斷絶せしむるか、然らざれば右 Demas の知事を召還するか、二者その一に出でざるを得ざりき。土耳其は結局第二の手段を採りたりしも、此官吏の更迭は、毫も從來の氣風を改むることなく、伊太利人に對する惡意敵愾の行爲は、依然として其趾を絶たざりき。左れば Rifaat Pasha はトリポリに於ける土耳其の行政行爲に就き、有力に其全部を辯護すと雖も、余は今や我國をして之が改善の望を絶たしめたるを悲ま

ざるを得ず。此に於て伊太利は其威嚴に對する尊重を強要し、及び其權利の安全を維持する爲めに最も勇猛なる努力を爲すの止むを得ざるに至る可きなり。

C 最後通牒

形勢の不穩なるは、前掲巴里駐劄兩國大使の交換せる言辭の間にも之を認むるを得べし。果せるかな、九月二十八日午後二時三十分、伊太利代理大使は土耳其宰相に面會して最後通牒を渡し、約十分間にして去りたり。最後通牒の全文即ち左の如し。

伊太利政府が土耳其政府に對して、其委して顧みられざるトリポリ及びサイレナイカの不秩序及び怠慢の状態を止む可きこと並に是等の地方も、亦此阿非利加の他の部分が現に達せると同様の發達を遂げしむることの、絶對に必要な所以を警告して止まざりしこと、既に多年に及べり。蓋し此改革たるや、一般文明の要求に依りて促がざるゝ所なるは勿論、就中伊太利に取りては、是等の地方が伊太利海岸と僅に一重帯水を隔つるに過ぎざるを以て特に其最も切實なる利害關係を有するものなり。

然るに伊太利政府の從來維持したる態度は、近時の種々なる政治上の問題に關して、常に誠實に帝國(土耳其)政府を援助したるものなるに拘はらず、又伊太利政府は從來溫和にして、隱忍なる態度を示したるものなるに拘はらず、其トリポリに關する所見が、帝國政府の爲めに誤解せらるゝのみならず、更に甚だしきは、前記の地方に於ける伊太利人の一切の事業が絶へず最も執拗にして且つ最

も認容す可からざる秩序的妨害に遭遇したり。

帝國政府は斯の如く、今日までトリポリ及びサイレナイカに於ける一切合法なる伊太利の活動に對し、絶へず敵意を示したるに拘はらず、最近に至り王國(伊太利)政府に對して協商を遂げんことを提議し、現行條約及び土耳其の威嚴と利益に一致するに於ては、何事にては經濟上の讓歩を與ふるの用意ある可き旨を明言したり。然れども王國政府は今日斯る交渉に應ずるの要を見ざるものなり。如何となれば、斯る交渉の無益なるは過去の經驗に依りて明白にして、以て將來に對する保證たることを得ざるは固より却て永久に軋轢衝突の原因を作るものに過ぎざればなり。

之に反して、王國政府がトリポリ及びサイレナイカに於ける其領事官より得たる報告は、伊太利臣民に對して行はるゝ激昂の爲め、是等地方の形勢非常に危険なるを示せり。而して此激昂は官吏その他の官憲に依りて教唆せられたること最も明白なりとす。加ふるに此激昂たる、實に伊太利臣民のみならず、他の一切の外國人に對し急迫なる危険を加へしむるものにして、今や是等の外國人は、正に擾亂に陥り、只管ち其安全を求むるに急にして現に乗船を始め猶豫なくトリポリより立退きつゝあり。此時に際し、土耳其の軍隊輸送船がトリポリに到着したるは、形勢をますます危険悪ならしめ、隨て王國政府をして、之より生ずる危害を防禦す可き、嚴密絶對の義務あるを感ぜざるを得ざるに至らしめたり。而して右軍隊輸送船の派遣に伴ふ重大なる結果に就ては、王國政府が前以て土耳其政府に指摘するを怠らざりし所なり。

此に於て伊太利政府は、其威嚴及び利益を保護する工風を考ふるの止むを得ざるに至りたるを感じ、茲にトリポリ及びサイレナイカの軍事的占領の手段に訴ふるに決したり。此解決は伊太利が決して得ざる唯一の手段なるを以て、王國政府は之に對して、現在の土耳其代表者が何等の妨害を爲さしめざるやう、帝國政府より命令を發せんこと、及び必然之に伴ふ可き手段が困難なく行はるゝに至らんことを期待す。而して之より生ずる明確なる状態を決定するが爲めに、兩國政府の間に引續き協議を行ふこと、す可し。コンスタンチノーブル駐劄の王國大使は、本文書の提示より二十四時間以内に、土耳其政府より此事に關する決然たる回答を求むるの命令を授けられたり。若し此回答を得ざるに於ては、伊太利政府は占領を行ふに必要な手段の即時實行に着手するの止むを得ざるに至る可し。

尙ほ土耳其政府の回答は、前記二十四時間の期限内に又羅馬駐在の土國大使館の手を経て我に通告せられざる可からざることを茲に附記す。

San Giuliano 署名

羅馬の新聞 Tribuna の記する所に據れば、此最後通牒の暗文電報は二十六日午前三時を以て羅馬を發し、翌二十七日午後一時四十五分を以てコンスタンチノーブルに着したる筈なるに、其伊太利代理大使に配達せられたるは、二十八日の午後なりしと云へり。但し其實否の如何は、固より余の知る所に非ず。伊太利の最後通牒に接するや、土耳其政府は徹宵閣議を凝らし、翌二十九日早朝、之に對する退讓的回答を送りたり。其正文左の如し。

王國(伊太利)大使館は多數困難なる状況の存するが爲め、トリポリ及びサイレナイカをして、進歩の利益に浴せしむること能はずと云へり。然れども公平に實際の事情を審査するときは、オットマン立憲政府は、舊政治の下に發生したる状態の存在に對し、責任を負ふこと能はざるものと云はざる可からざるが故に、土耳其政府は、最近三年來、即ち新政府以來の出來事を調査したるに、土耳其はトリポリ及びサイレナイカに關する伊太利の企業に對し、敵對の態度を示したりと非難せらるゝ如き状況を發見すること能はず。否、伊太利が其資本と工業上の活力を以て、帝國內の該地域に於ける刷新に協力せんことは寧ろ土耳其に取りて順當にして合理なるものと常に認めらるゝ所なるを以て、帝國政府は、荷も右の精神に基づきて計畫せられたる提案に遭遇したるときは、毎度歡迎の態度を示したること、自信するものなり。

オットマン政府は、又王國大使館より提起せられたる各要求及び其他一切の問題を最も親切に調査し、且つ、概して之を解決したり。其都度土耳其は從來とても屢々表示したる如く、伊太利政府との間に信賴友愛の關係を増進し、且つ維持するの精神を奉じたること、爰に附記するまでもなし。土耳其が最近王國大使館に對し、經濟上の讓與に關する協商を提議し、以て前記の地方に於ける廣大なる行動の範圍を、伊太利の活動に委せしめんとしたるも、畢竟右の情誼に動かされたるに外ならず。是等の讓與に對する唯一の條件としては、單に帝國の威嚴及び優越の利益並に次行諸條約を尊重せんことを定めたるに止まり、是れ唯だ融和の情誼に多少の制限を附したるに過ぎず。蓋し此制限を附するに就て、オットマン帝國が他國との間に締結し、且つ其國際上の効力が單に一方の意思のみを以て廢棄することを得ざる條約、協商は、之を無視すること能はざるは止むを得ざる

所なればなり。

トリポリ並にサイレナイカに於ける秩序及び保安の問題に關しては、オットマン政府は充分實際の状況に通ずるの地位に在るものなるが、此事は、曩にも既に證言したる通り、是等の土地に在留する伊太利臣民及び他の外國人の運命に關して、何等危惧の念を懷くに至らしむるが如き理由を存せざるものなり。現時同地方に於ては、絶へて民心激昂の事實なく、煽動運動に至りては、尙更これを認むること能はざるのみか、オットマン政府の官吏及び其他の代表者は、秩序の維持を以て其職責と爲し、忠實に之を執行し、つゝあるものなり。

オットマン政府の陸軍運送船が、トリポリに派遣せられたることに就て、王國大使館は之より邪推して或は重大なる結果を生ぜしむるもの、如く解すと雖も、土耳其政府の信ずる所に據れば、此事たる、九月二十六日の覺書を距る數日前に派遣せられし一運送船に關する問題に外ならず。而して此運送船は元來一兵をも搭載せざりしものなるが故に、寧ろ民心に安意を興ふるの効能こそあれ、他に何等の影響を及ぼすものに非ざるを注意すること肝要なり。

有體に云はゞ、現在の不和はトリポリ及びサイレナイカに於ける經濟的利益の發展に關し、伊太利をして安心せしむるに足る保障の存せざるに在ることなれば、王國政府たるもの、軍事的占領と云ふが如き重大なる行動に訴ふることなくして、土耳其政府の眞意が、右の不和を艾除するに熱心なることを發見す可し。

仍て帝國政府は公平無私の精神より、王國政府が其欲する保障の性質を知らしめんことを希望す。苟も我領土の保全を害せざるものなる限り、快く之を承諾す可し。此爲め土耳其は其談判中、トリ

ポリ及びサイレナイカに於ける軍備の現状に關し、何等の變更をも加ふることなかる可し。王國政府たるもの土耳其政府の此誠實なる態度を認めて、此提案を納れんことを切望す。

二、開 戰

a、開戰宣言と戰鬪開始

伊土兩國の談判が次第に險惡の兆を呈しつゝあることは、外間よりも容易に之を認められたりしと雖も、夫れが忽ち急轉直下して、最後通牒の威嚇に次ぐに、遂に開戰の宣言と戰鬪開始を以てするに至らんとは、之をこそ青天の霹靂と云ふ可けれ。九月二十九日午後四時三十分、即ち最後通牒に記したる二十四時間の期限が、二時三十分を以て盡きたるより恰も二時間の後、コンスタンチノール駐劄の伊太利代理大使 de Martino は、土耳其政府に通告書を送り、伊太利は今や其最後通牒に述べたる最後の手段、即ちトリポリ及びサイレナイカの占領を行ふに至りたる旨を告げたり。通告書とは、伊太利の開戰宣言書なること云ふまでもなし。其開戰の宣言書左の如し。

王國政府より帝國政府に對し、必要なる可き手段を講せしむる爲め、其猶豫したる期限の盡きたるに拘はらず、王國政府は遂に何等満足なる回答に接せず。此回答なきは、即ち惡意もしくは無力の確證にして、此事たる、帝國政府及び其官吏が、就中トリポリ及びサイレナイカに於て、伊太利の權利並に利益に關して、屢々表明したる所なり。此に於て王國政府は、其用ゆ可き一切の手段に依て、其權利利益並に其名譽威嚴を自ら防衛するの止むを得ざるに至れり。此結果は、固より悲む可しと雖も、是れ一にオットマン帝國當路者の行爲に基づく必然の成行と認むるの外なし。兩國間の友愛平和なる關係は斯の如くにして破裂したるを以て、伊太利は今後土耳其に對し、交戰の状態に在るものとす。

此開戰の宣言書を發すると同時に、伊太利は豫め既に戰鬪の準備を整へたる海軍に命じて、第一に地中海の海上權を掌握せんことを期したり。仍て豫定の計畫に基づき、二十九日の朝 Abruzzi 公の指揮に屬する伊太利の一艦隊は、Adriatic 海を隔て、伊太利と相對する、土耳其の軍港 Preveza 港に達し、先づ土耳其の軍艦を砲撃したり。Abruzzi 公の報告に曰く

本官は今朝(九月二十九日)Preveza 沖に達し、封鎖を施したり。三時、分艦隊の指揮に任ぜる士官より、土耳其の水雷艇二隻相續で Preveza 港外に出でたりとの信號あり。我一分艦隊は、右の一隻が北方に向て遁れんとするを追ひ、暫時砲火を交へたりしが、該土耳其水雷艇は、海岸に遁れ、火を失したるまゝ、其地に乗揚げ、戰鬪力を失ひたり。他の一隻の土耳其水雷艇は、我驅逐艦二隻を以て追ひたりしも、直に Preveza に引上げたるを以て、何等の損害も蒙らざりき。本官は之に關與したる士官に對し、電報を以て其行動を賞したり。

是れ伊太利が土耳其に對して、武力を加へたる最初の行動にして、伊土戦争は事實上に此時を以て初めて開始せられたるものなり。伊太利は何故に先づ Preveza の土耳其海軍を攻撃したりしやと云ふに、土耳其の軍艦がプレヴェザを根據としてアドリヤチック海に出没し、伊太利の Taranto よりトリポリに至る海上の交通を危殆に頻せしむることあらんを恐れたるに外ならず。

既に形式上にも、事實上にも、伊土の平和關係は破裂したるものなるを以て、爰に兩國の國交は自ら斷絶せざるを得ず。此に於て伊太利の代表者その他の大使館員は、九月三十日を以てコンスタンチノールを去り、土耳其國內に駐在する同國の領事も、亦速に任地を立退く可しとの命令に接したり。土耳其側にて、同日羅馬駐劄の代理大使は同地を引拂ひ、土耳其の國旗その他の紋章を大使館の建物より取去りたり。仍て獨逸大使代りて土耳其内の伊太利臣民及び伊太利内の土耳其臣民の保護に任ずることゝ爲れり。

b、伊土兩國の主張

いよく、戦争の開始に及び、伊土兩國政府は、九月三十日のタイムスを通じて各々

其主張を發表したり。同日の紙上に信す可き筋(authoritative source)より出でたるものとして掲載したる長文の記事是れなり。今其全文を譯出して、兩國の主張を明にす可し。

伊太利の主張

伊土兩國間の衝突は、一見不意に破裂したるが如くなれども、是れ實にオットマン帝國の官吏に依りて、伊太利及び伊太利人に加へられたる苦惱及び危害、此苦惱及び危害たる甚だしく人目には觸れざれども、争ふ可からざる事實なりが、久しきに亘りて堆積したる其結果に外ならず。同帝國内の各地に在留する我臣民より、伊太利政府に對して、無數の苦情を訴ふるもの絶ゆることなし。或は苦惱の何時までも止まざるに對し、或は訴ふるも聽届けられざるに對し、或は彼等の財産及び身體の上に迫害を加へたる上に、其處分を何時までも遷延して顧みられざるに對し、迅速なる救済を求むること急なり。

私人より訴ふる苦情の無數にして、且つ重大なるものあるに加へて、此外尙ほ大小の紛議計ふ可からず、例へば伊太利領事館員に對する侮辱その他の煩累に關する紛議の如き是れなり。是等の事實は、兩國政府間の好良なる關係と背馳して、伊太利臣民が從來如何に讐敵視せられたるかを證明するに足るものなるが、新政治を布くに及びて伊太利にては之に多大の希望を屬したるに拘はらず、却てますます困難なる事件を續發して、形勢はますます非なるに至れり。

少女誘拐事件—近頃起りたる最も重大なる事件は Giulia Franconi なる十六歳の少女の誘拐是れなり。

此少女は、小亞細亞の Adana にて、土耳其の鐵道工事に使役せらるゝ、善良なる労働者の家庭より欺きて他に奪去られ、強制して回々教に改宗せしめ、且つ暴力を以て一回々教徒に嫁せしめられたり。之に對して同女の両親、及び伊太利内外の外國人より抗議を爲し、尙ほ王國領事館並に王國大使館よりも干渉を試みたるに拘はらず、遂に之を止むること能はざりき。此事件たる、何れの國民に對するも重大なること勿論なる中にも、特に伊太利に取りて重大なりと云ふは、小亞細亞の鐵道に使役せらるゝ、我多數の移住労働者に對し之を保護せざる可からざればなり。然るに斯る強制的改宗及び無垢の少女の誘拐の如き野蠻なる行動に對し、速に刑罰を加へ、以て我に満足を與ふることなきの事實は、自ら他の同様なる行爲を誘起し、是等の地方に其家族と同居せざるを得ざる労働者全體、就中伊太利人の上に直接に危害を加へらるゝに至る可きなり。

然れどもオットマン官吏の最も執拗なる嫌惡敵對の行爲は帝國内にて伊太利の利益の最も大なる地方、及び紅海及びトリポリ州に於て行はれたり。我領事官の報告、是等の地方より歸來せる領事官の陳述、もしくは土耳其官吏の煽動に因る類々たる出來事に徴するに、伊太利の利益に對し、敵對の空氣を動かさんとするの意ありて、伊太利の利益が、漸次健實なる發達を遂げんとするを猜むるもの、如くなること明白なり。殊に紅海及び Eritrea 殖民地の對岸なる亞刺比亞海岸に於けるオットマン官吏の態度は、幸に亂暴にして、飽くまで挑戰的なり。其中に就き伊太利の國旗に對して加へられたる侮辱事件の數々は、餘りに長くして之を詳記すること能はざるが故に、爰には新政治發布以後に生じたる二三の事件を述ぶるに止む可し。

國旗侮辱事件——一九〇九年六月五日、土耳其の砲艦 *Yuruldak* 號が、土耳其の海岸を去る四十基米突

の海上にて、伊太利の帆船 *Coriana* の船中より、二千三百四十ターレルの金員を強奪したるは、明白なる海賊の行爲にして、何等宥恕す可き事情を存せざりしものなり。Genova も亦土耳其砲艦 *Bimodjium* の爲めに捕獲せられ *Hodidain* に引致して、糾問に附せられ、遂に無法にも押收せられたり。伊太利政府は融和の精神に基き、事件の圓滿なる解決を遂ぐるの目的を以て、事實の審査を行はんとことを要求したりしに、其審査の結果、少なくとも地方官吏の行動に關して、何れの國の政府と雖も、不信の汚名を避く可からざる事實を發見したり。然れども事は當に之のみに非ず、前記 *Genova* 事件に關する交渉の進行中、一九一〇年十二月五日、土耳其砲艦は又々帆船 *Belima* の船内に侵入し、船長を強制して *Mussovali* 商人の信書を奪取したるに次で、同様の專横なる行爲は、尙ほ *Eritrea* なる *Ali Kozum* 及び *Kalid Hamad* 所有の帆船にも加へられたり。然るに土耳其官吏は常に有らゆる機會に乗じて *Eritrea* の通商を妨害せんことを欲するものなるを以て、一九一〇年八月二十一日、官吏等自ら某船内に積込みありし *Eritrea* 商品を侵し、之を侵すも自ら罰せらるゝことなきを信じて、一切の貨物を略奪し、甚だしきは乗組員の食料品にも及びたり。斯の如く亞刺比亞沿岸に於ける土耳其官吏より *Eritrea* 商人に加ふる迫害の絶間なきに恐を懷きて *Eritrea* 商人の大部分は、既に其商賣を廢するに至れり。是れ我殖民地の通商に大損害を加ふるものと云ふ可し。

商業發達の妨害——トリポリ州に於けるオットマン官吏の執拗なる敵害行爲に至りては、或時は公然暴力を用ゆることあり、又或時は隱密に凶惡を極むることあり。其程度は到底他の比に非ず。彼等の意思は單に伊太利の經濟上及び商業上の利益に對して挑戰し、伊太利勢力の發達を悉く阻得せんとするに外ならず。吾人は容易に例示し得べき幾多の事實中、試に其二三を擧ぐ可し。羅

馬銀行(Banco di Roma)は其伊太利の資本をトリポリに輸入したると共に、同地の經濟的發達及び文明の上に純正且つ有益なる事業をも移植したるに拘はらず其官吏は土人の同銀行に關係するを禁じ、若し之と取引するものあらんには立所に之を罰したり。又其土地の裁判所にて、同銀行が法律上の承認を得んとするを妨害し、前後二年間の面倒なる談判を費して漸く承認を得たりしかども、煩累は更に他の形を以て續出したり。トリポリ州政府に於ける總督の更迭は急激なるも其政策は常に同一にして、遂に一九一〇年に至り、新任總督Donalim Pashaは其行政顧問會に於て、伊太利人の發起に係る一切の事業に對し、強硬に且つ間斷なく妨害を加ふ可きを公然宣言し、是れ實に其本國政府の訓令に依るものなりしことを明白に知らしめたり。斯の如くにして伊太利人の爲せる一切の提案、利権及び企業申請例へば水道、無線電信所、道路工事等の如き、總て無造作に拒絶せらるゝに至れり。又伊太利國王の臣民はHons, Bangazi及びDernaに於て土地を取得し、又は土地の賣買を登記することを妨げられたり。是れ條約に違反なるに拘はらず、若し土人中に土地を賣りんとするものあらば、之を威嚇し、之に仇を爲し、事實に反せる口實を作りて、其非を強辯せり。或は又明確なる取極に違背して、伊太利の古物學及び鑛物學踏査隊に對し、妨害を試み、其他伊太利の製油業、製油業又は海運業に對して、有らゆる妨害と難題を加ふるを以て、斯る有益なる事業あるに拘はらず、土人は後の復讐を恐れて、敢て之を利用するものあるなし。

殺人事件——以上の妨害及び難題に加ふるに、尙ほ重大なる犯罪あり。Dernaに於ける長老Cuskuo及びGasano Terreniの暗殺是れなり。後の暗殺は自殺の如く装はれたれども、證人及び其後の發見に依て、暗殺の事實を認められたり。是れ實に野蠻の犯罪なるに拘はらず、之に對し、何等の賠償を

も與へられざるのみならず、被害者の遺族及び王國の外交官並に領事官より強硬なる要求を爲したるをも無視して、刑事上にも、民事上にも、何等眞面目なる審査を遂ぐることをなく、土耳其の官吏が伊太利の要求に應じて僥に答へたる所は、大赦の爲めに手續を爲すの權能を喪失したること、隨て刑事訴權の消滅したることの宣言に過ぎず。是等二箇の悲む可き事件は、明に伊太利人に對する土耳其人の憎惡心より發したるものにして、爲めに伊太利在留民の間に恐怖の念を生ぜしめ、元氣を銷沈せしめたること甚だしく、其結果如何に有用の企業にても、逡巡して進まざるに至れり。又トリポリ州内にて王國領事館の抗議は、毎度オットマン官吏の爲めに陰に陽に阻礙せらるゝこと、新聞記者Arubなるものが、巡查の爲めに毆打せられたる事件に徴しても、知るを得べし。即ち此事件に關し、王國領事館通譯官より抗議を爲したるに却て、ますます、重大なる條約違反を挑發せしむるに過ぎざりき。而して總て是等類々たる損害、暴行、脅迫、煩累はMarsatなる新聞に依りて公然煽動せられ、且つ援助せらるゝを常とす。蓋しMarsatは州政府の機關新聞にして、其印刷局にて印刷せられ、州總督の命を奉ずるものなればなり。此新聞は亞刺比亞人の間に廣く流行し、伊太利に對して危害及び侮辱を與ふるに餘念なきものなり。

以上の記事を読むときは、伊太利政府が今やオットマン帝國一般及び就中トリポリ州に於て伊太利住民及び其利益に對し、豫め謀りて妨害を加へんとするの計略に陥りつゝ、あるを明認することを得べし。

青年土耳其政治の害惡——伊太利は青年土耳其が權力を掌握するに至りたるに對し、熱烈にして然かも殆ど上下を擧りて同情を表し、新政治を完成せしめん爲めに、假すに時を以てせんことを提

議し、且つオットマン帝國及び歐洲の困難と煩累とを大ならしめざるの希望を有したるを以て、伊太利政府は人類の歴史に比類稀なる勦忍と、退讓の精神を表明し、以て新政府が完成を告げんこと好良なる勸言を歓迎せんこと、從來の態度の非なりしを悔悟せんこと、今日我利益を殆ど犠牲に供せしめたる兩國の交情を回復するに至らんことの希望を懷きたるに、總て悉く水泡に歸して形勢は日に險惡を加ふるの一方なりき。我勦忍の態度は、コンスタンチノーブルに於て、口に甘言を弄するのみにて、毫も實行の誠意なき政府に依て應答せらるゝに非ざれば、配下の地方官吏に服従を強制すること能はざる無能の政府、もしくは條約約束の尊重遵奉を保障すること能はざる無力の政府、換言すれば伊太利の見る所を以てせば事實上、自己の國際上の義務を盡すこと能はざる政府に依て應接せらるゝのみ。

杯水は今や満ちたり。オットマン新聞紙の亂暴なる攻撃侮辱の常軌を逸せる、地方官吏の妨害の執拗にして、信用するに足らざる、紛議の非常に續發せる各種の苦情の日々増加せる、遂に伊太利の輿論、新聞紙議會及び政府をして激發せしめ困憊せしむるに至れり。伊太利は今日最早や土耳其との間に、溫和に自己の問題を解決し得べしと信せず。又近年來交換せられたる無數なる無益の口約、虚偽の約束に依る、最早や欺かるるを得ず。伊太利は今や其勦忍袋の緒を切りたり、弱力にして自ら劣等なるを承認するものと非難せらるゝの恐あるが故に、從來の寛容なる態度を斷然廢するに決したり。最大の努力を以て自己の權利の尊重と、自己の利益の保護を得るに決したり。過去三年間、大小の紛議を惹起して、帝國の各地、就中トリポリ州に於て伊太利に對する敵愾の空氣を挑發し、以て伊太利臣民の安全を害し、紅海に於ける British 商業の平和なる發達を妨げんとして、日

日伊太利を憤怒せしめたるもの、頭上に悶鬱は今加へらるゝこと、爲れり。

土耳其の主張

最近數日間、伊太利の新聞紙及び政府は、彼等の行動がトリポリに於ける伊太利人の蒙むれる苦痛と、之に對して土耳其政府が何等救済の途を講せざるとに憤怒して、裁發せられたるものに外ならざる次第を、世界に吹聴せんと努めたれども、此努力は必ずしも成效せざりき。如何となれば、伊太利の行動が、トリポリに關して其久しく抱藏したりし政治的野心を實行とせんするの希望に基づくこと、及び若し伊太利の行動が何物かに依りて裁發せられりとせば、其裁發は土耳其の行爲又は不行爲に依るに非ずして、實は Morocco の危局が、案外迅速に解決せられんとするの形勢に在ること、到る處に認めらるゝ所なればなり。

苦情の言懸——伊太利の言立つる苦情に二種あり。伊太利に對する敵對及び伊太利の意志に對する土耳其の猜疑に關し、漠然たる言懸りを爲すこと、是れなり。土耳其が伊太利の意志に對し猜疑の念を懷きたるは事實なり。然れども是れ決して驚くに足らざる。如何となれば、伊太利に於ても、又トリポリ自身に於ても、伊太利の新聞紙は勿論、伊太利の公人に至るまで、トリポリに於ける伊太利の野心を公言して憚らざる其野心が、實に經濟上に止まらず、同時に政治上に在ることは、彼等の言論に依て明白なればなり。左れば、今日土耳其の採れる行動に依て、土耳其が猜疑心を懷けるの事實が、充分確認せらるゝに至りたればとて、之を以て土耳其を非難せんとするは無稽と云はざるを得ず。又伊太利の意志の政治的性質を變裝せんと努めたる場合に於ても、尙ほトリポリの經濟的發達に關して、伊太利の希望する所は、他と平等の條件に於て參加の權利を得んとするに非ず

して、特殊の地位、否な獨占權をも得んとするに在りしこと、明々白々たりしなり。現に今より八年
前コンスタンチノール駐劄の伊太利大使は、トリポリに於ける官府の工事に關する特許は、其大
小を問はず、又其性質の如何を論せず、總て之を伊太利人に賦與せらる可き旨の保證書を、土耳其政
府より得んことを要求したることあり。若し此要求にして許容せられんか、假裝せる保護關係を
設定するものなるを以て、土耳其政府は勿論これを拒絶したり。單に此一事を以てするも、土耳其
の猜疑が充分に道理あるものなることを知るに足る可し。

斯る猜疑す可き事實あるに拘はらず、土耳其は伊太利の合法なる經濟上の利益に對して、何等の干
渉を加へざるは固より荷も自由の主權と反せざる限り、是等の利益を尊重するに其一切の力を盡
くしたり。此事たる、トリポリに於て賦與せられたる經濟的性質の許可は實際に悉く伊太利人に
も賦與せられたるの事實に依て見るも明瞭にして、例へば同地に最近の事業たる伊太利羅馬銀
行の如きは是れなり。勿論此銀行に就ても種々の困難を生じたり。然れども是等の困難は、同銀行
の業務の執行上より生じたる止むを得ざる結果にして、其中に就き、土地の取得を伊太利人に禁じ
たるの件は、殊に非難の聲高かりき。事實の真相は實に左の如し。

土地の取得——土耳其の法律に従へば銀行の如き機關は、土地所有權を取得することを許されざ
るものなり。之を以て羅馬銀行は、此法律を潜ぐらんとして、先づ伊太利臣民に金錢を貸付け、其伊
太利臣民は此金を以て土地を買得し、其儘直に之を銀行に擔保として提供したるものを、銀行は自
己の所有財産として取扱ふことを工風したり。又トリポリに於ける大難事の一は、土耳其官吏の
伊太利人に對する猜疑に非ずして、寧ろ伊太利人が他國人の事業に對する猜疑なり。先頃 Trivunia

其他の伊太利新聞紙は、サイレナイカにて炭山採掘の許可を伊太利外の一會社に賦與したりとの
風説を元として、痛く土耳其を攻撃したることありしが、此風説は實は全く無根なりしなり。
既に前に記したる如く、トリポリに於ける殆ど一切の許可は、之を伊太利人に賦與せられたれども、
尙ほ伊太利に對し不公平の嫌疑を蒙らんことを避けんが爲めに、土耳其政府は最低の入札者に
對し、裁定の上許可を與ふるの制度を設けんとしたり。然るに此競争入札に参加せる伊太利の商
會は毎度極めて低額の申出を爲し、彼等は事業の許可を得て、徒に金錢を損失するに過ぎざりしが、
此事實は伊太利の立脚地を立てんが爲めに、姑く其經濟上の利益を犠牲に供せしむ可しとの本國
よりの訓令に基づきて行はれたるものなること、後に至りて發見せられたり。

微々たる小事件——伊太利の行動を辯護せんが爲めに、種々の微々たる小事件を數へ立てらる、
と雖も、斯る事件は殆ど各國到る處に毎日の如く起る所なるに、其獨りトリポリに起りたるもの、
政治的問題と爲さるゝは解す可からず。總て是等微細の事件に就き、一々之を解説するは無益
なれども、紅海にて捕獲せられたる帆船に關しては、土耳其官吏は彼等が禁制品を輸送しつゝあり
しことを報告せり。然るに伊太利は此事實を否認したるを以て、土耳其政府は之を共同の審査に
附し、其結果必要に應じて公平なる仲裁者に委託し、以て該事件を解決せんことを提議したり。其
遂に斯の如く解決せられざりし所以のものは、コンスタンチノールなる伊太利大使館が、此審査
の開始を斷念したるの事實に歸せざるを得ず。又トリポリに起りたる一二の殺人事件に關して、
非難の聲喧しと雖も、此種の事件が常に土耳其官吏の過失に歸す可きものなるや否や大に疑はざ
るを得ず。

トリポリの官吏が伊太利人に對して、狂亂なる敵愾心を煽動したりとの言立は、最近數日來、伊太利が種々の挑發を試みたるに拘はらず、何等悲む可き事件の、同市に於て起らざりし事實に徴して、充分これを否認し得べし。

是等苦情の言懸に關し、土耳其は伊太利の實際の不平及び其要求する賠償の如何を知らんことを努めたり。然るに之に對する返答は實に最後通牒と、遠征軍の派遣に外ならざりき。

三、伊太利の開戦行爲

以上の記事を一讀せんには何人と雖も伊太利の行動が、甚だしく常軌を逸したるを認めざるものある可からず。如何となれば、伊太利が土耳其に對して戦争の手段に訴へざる可からざるの理由を發見すること能はざればなり。九月三十日のタイムス紙上に信ず可き筋より出でたるものとして載せたる前掲伊太利の主張なる記事を見れば、トリポリ其他に於て、土耳其官吏が伊太利人に對し、無法の取扱を爲すこと一再に止まらず、自ら伊太利が土耳其に對して不快の感を懷くに至りたること、之を察するに餘りありと雖も、其記事中に指摘せる少女誘拐事件と云ひ、國旗侮辱事件と云ひ、商業妨害事件と云ひ、若しくは殺人事件と云ひ、箇々の事件に

就て伊太利の言立つる儘を取上ぐるとするも、何れも微々たる小事件にして、取て以て戦争の理由とするには甚だ不足なり。或る小事件も度重ぬれば事態重大たる可しと云はんかなれども、然れども一々小事件を取上げて、紛擾の種子と爲さんには、凡そ國々の關係に、戦争は毎年その趾を絶たざる可し。況や一方土耳其側の主張を讀むときは、伊太利の列擧する事件が必ずしも悉く土耳其の落度に非ざるに於てをや、是等の小事件は、戦争以外の手段に依て、之を解決するの工風なきに非ず。現に伊太利の最後通牒に對し、土耳其は恰ど屈辱的態度を以て、其要求に應せんとするの誠意を示したるに非ずや。伊太利にして、若し平和に事を落着せしめんとすの意嚮ありしならんには、此機會に乗じて、平常の紛議を一掃するは勿論、トリポリ其他に於て、自己の利權を獲得するを得ること、一九〇八年四月事件の如くなりしならんに、トリポリ占領の野心に驅られて、事爰に出でず、取るにも足らざる些細の事件を口實にして、戦争を挑發するに至りたるは、返へすくも遺憾とせざる可からず。國際法の純理より云はば、戦争の原因は何事にも可なり。道徳上の觀察を離れて、單に法律上より見るときは、戦争の原因には、正當も、不當もなく、如何

なる事を口實とするも、戦争たるに於て差支あることなし。故に今度の伊土戦争に於ても、伊太利が理由として指摘する所は、何人をも首肯せしむること能はざるに拘はらず、其戦争は法律上不當なりと云ふこと能はざる可し。然れども是れ單に書生論たるを免かれず。近代の戦争に於ては、大抵その口實を、一國獨立又は安寧の自衛に假るの常にして、對手の行動が自國の獨立又は安寧を危殆に瀕せしめたるを以て、我は其獨立安寧を防衛する爲め、止むを得ずして戦争の手段に訴ふるものなりとて、其實際の事情如何に拘はらず、唯その表面のみにて、之を公然の理由とする程に、戦争の輕々に惹起す可きものに非ざること、一般に認めらるゝの事實なるに、伊太利が斯の如き微弱なる事件を口實として、土耳其に對し武力を加へたるは、之を違徳とは云ふこと能はざるも、隨分亂暴なる振舞と評せざるを得ず。余が伊太利の行動を、常軌を逸したりと云ふは、即ち之が爲めなり。

然らば伊太利が斯る小事件を口實として、戦争を挑發するに至りたるには、何か特別の理由ありやと云ふに、説を爲すものは曰く、伊土戦争の勃發は、獨佛間のモロッコ事件と密接の關係を有す、其戦争が同事件の將に落着せんとする頃、遽に破裂するに至りたるは、佛蘭西がいよくモロッコを其保護國と爲すに於ては、阿非利加

が北岸に於て、更に現在の保護國たるTunisよりして、遂にトリポリに其猿臂を伸ばすに至る可きを憂ひたるより、モロッコ事件の終結に際し、急に事を起したるものなりと。更に説を爲すものは曰く、トリポリに於ける土耳其の施設を見るに、新政治發布以來、外國人に對する利權回收の運動漸く行はるゝ中にも、伊太利人に對しては、土耳其官吏の態度著しく峻酷と爲りたる一方に、國內の兵制を改革してトリポリの防備も自ら嚴重とならんとするの事實あり。若しも將來土耳其の陸軍が今より一層強大となるの日あらんか、伊太利がトリポリに對する野心を實にすること、遂に或は望む可からざるに至るやも知る可からず。其野心を達するは、伊太利人が未だトリポリに於ける根據を失はず、又土耳其の陸軍が未だ強大を加へざるに先ち、之を占領するに若かずとて、歐洲の人心が一にモロッコ問題に向ひたる其隙に乗じて、急遽戦争を開始したるに外ならずと。余は其孰れが事實に近きやを知らずと雖も、戦争を急に惹起すに至りたるには、此種何等かの事情ありしは、固より疑ふ可からざる所なり。

以上の批評は戦争の原因に關し、伊太利の行動の不都合なるを指摘したるものなれども、其戦争開始の手續に至りては、一も非難す可き所なし。如何となれば伊太利は、九月二十八日午後二時半を以て、二十四時間の回答期限を附したる最後通牒を送り、翌日午後二時半右の期限の盡きたる後、三十分を経て、午後三時、伊太利海軍は Preveza に於て、初めて戦闘行為を開始したると同時に、正式の開戦宣言書を發したるものなるが故に、一九〇七年第二海牙平和會議にて議定したる開戦に關する條約第一條に、

締約國は理由を附したる開戦宣言の形式又は條件附宣言を含む最後通牒の形式を有する明瞭且つ事前の通告なくして、其相互間に戦争を開始す可からざることを承認す。と規定したる其規定に合するものなればなり。

取引所制度の改善につきて

河津 暹

近頃取引所制度の改善につきて議するもの甚だ多し。是れ我國經濟近年の發展が取引所制度をして依然とし舊態を守らしむることを許さざるが爲に非ずして寧ろ我國取引所の多く特に其重要なるもの、免許年限が明年に於て終るを以てこの際斷然其面目を一新して以て國民經濟の發展に資せしめんと欲するが爲のみ。換言せば我國取引所制度が十數年前には我國經濟にとりて適當なりしが近年經濟の發達に伴ひ不適當となりしといふにはあらずして十數年前にも亦これに擧ぐるが如き非難をなすことを得たりしもの、如し、唯世人の之に注意するもの少かりしが爲に敢て世論を喚起すること今日の如く盛ならざりしのみ。予輩も先覺諸氏の驥尾に附してこゝに本問題に關する卑見の一端を叙して教を江湖識者に待たんと欲す。